

京都市告示第494号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、京都市環境保全活動センターの指定管理者を次のように指定しました。

平成18年1月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

公の施設の名称	京都市環境保全活動センター
指定管理者	京都市南区西九条森本町50番地 財団法人京都市環境事業協会
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(環境局地球環境政策部地球温暖化対策課)